

Q 退職時の年休を買い上げることはできますか。

A 労働者の任意に基づき、退職時未消化のまま残った年休を買い上げることは可能です。

年休の買い上げについては、次のような解釈規があります。

年次有給休暇の買上げの予約をし、これに基づいて法第 39 条の規定により請求し得る年次有給休暇の日数を減じないし請求された日数を与えないことは、法第 39 条の違反である。(昭 30.11.30 基収 4718)。

年休は、有給で「休暇を与えなければならない」ものであり、金銭を支給するだけで現実に休ませないのでは休暇を与えたことにはなりません。

したがって、労働者が請求できる年休を買い上げによって請求できなくすることは、労基法に違反します。

ただし、権利の発生から 2 年が経過し、時効が成立した年休については、もう請求する権利はありません(正確にいうと、労働者の請求に対し、使用者は時効の完成を理由に年休の付与を拒否できる) から、買い上げても必ずしも違反にはなりません。ということは、退職によって請求が不可能となった残余年休についても同じことがいえます。したがって、退職時未消化のまま残った年休については、買い上げても労働者の年休権を侵すことにはなりません。

なお、労基法を上回る年休については、当事者の自由となります。